

# 感染拡大防止対策の基本的知識

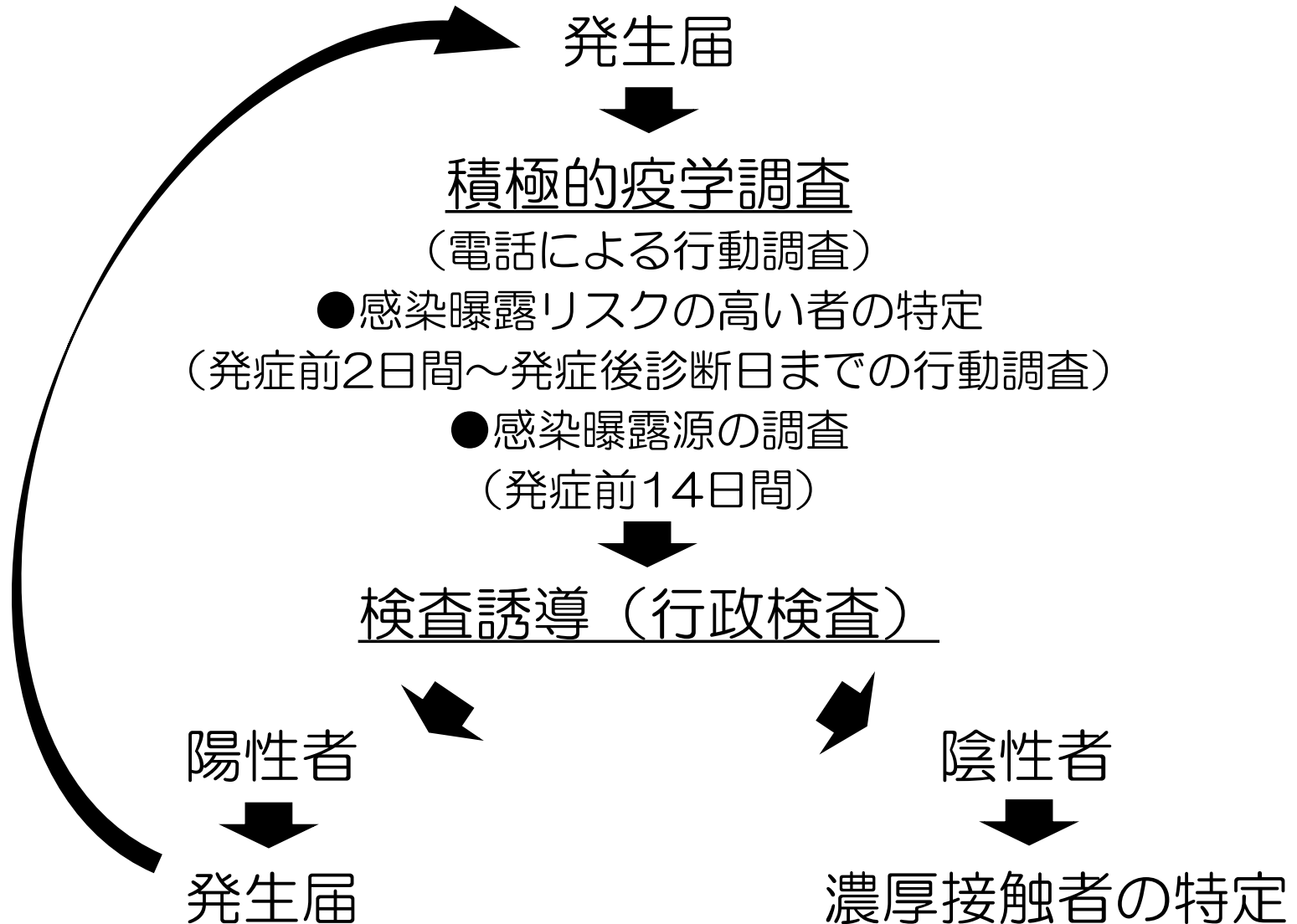
# 積極的疫学調査

感染が確認された（PCR陽性）者に症状が出た時点から約14日間の行動（どこでだれにどのような状況で接触したか）の聞き取り調査を行うものである。

この調査の目的は

- ①曝露源の特定
- ②濃厚接触者の特定
- ③汚染している可能性の環境の特定である

# 積極的疫学調査の流れ



# 行政検査とは

- 法律（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）に基づいて検査を行う
- 保険診療のPCR等検査の自己負担分を国が支払う
- 検査対象者には一定の要件が必要

# 検査対象者（行政検査）

## 医師が必要と認めた者

（新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ & A 令和3年3月 8 日）

- ①新型コロナウイルス感染症 の患者
- ②当該感染症の 無症状病原体保有者
- ③当該感染症の 疑似症患者
- ④当該感染症に かっていると疑うに足りる正当な理由のある者
  - ・濃厚接触者
  - ・特定の地域や集団、組織等において、 i ) 関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、 ii ) 濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者

# 行政検査におけるQ&A

- ・簡易抗原検査も含め、保険適用されている新型コロナウイルス感染症に係る検査は、医師の判断により行われるものであれば、行政検査としての契約をしていなくてもよいか。また、委託契約を結んでいない医療機関でPCR検査や抗原検査を行った場合、事後的にでも必ず委託契約を結ぶ必要があるのか



- ・「医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めない」

- ・このため、医療機関において、PCR検査や抗原検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関との間の委託契約（集合契約としてなされるものを含む。）を締結していただき、患者に対して自己負担を求めることなく、当該部分については、公費負担として処理される。

- ・ただし、委託契約は後日でもいい

# 行政検査におけるQ&A

・感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療施設、高齢者施設等に勤務する者や新規入院・新規入所者等については、当該施設で感染者がいない場合であっても、「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」として、行政検査の対象としてもよいか。



・対象としてもよい

実施に当たっては、以下の点に留意

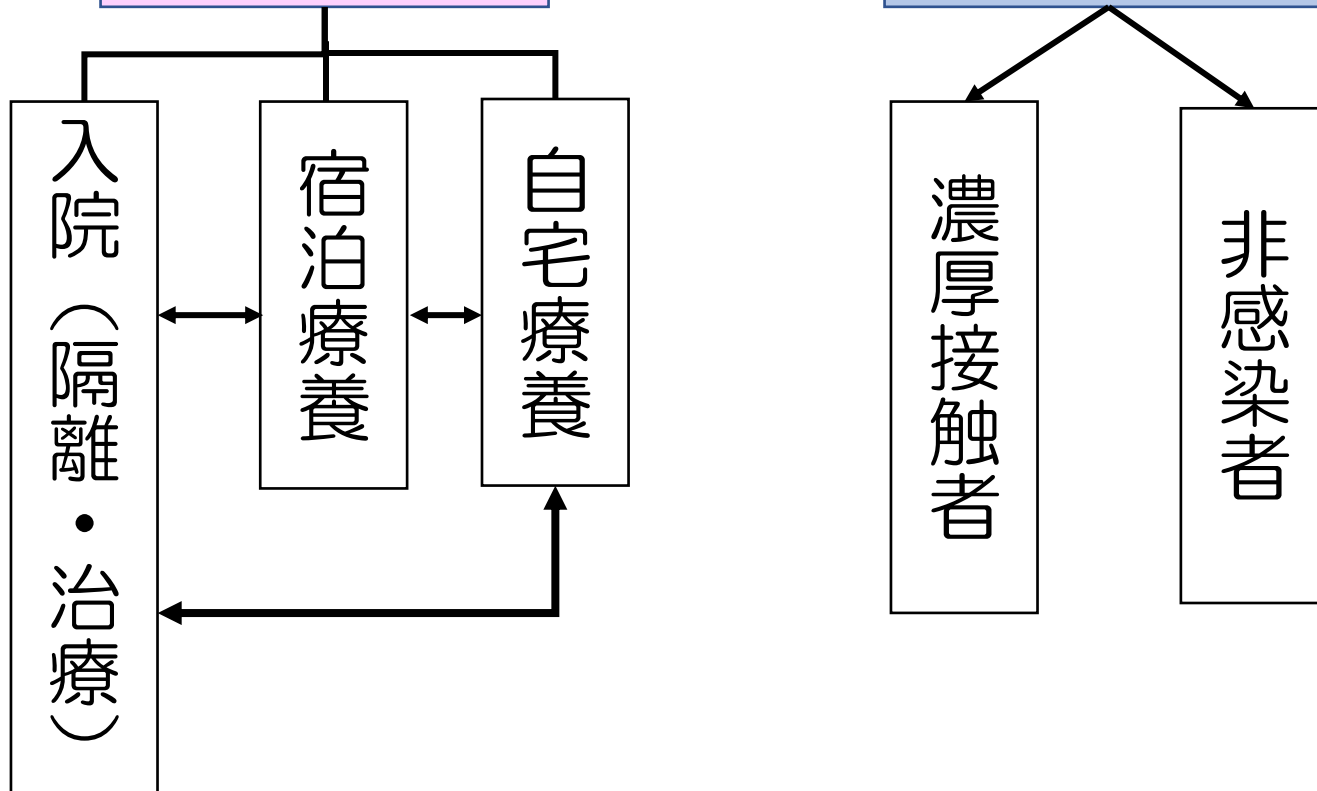
- ① 感染者が多数発生している、またはクラスターが発生している地域（保健所管内）に存在する医療施設や高齢者施設等に加え、当該地域（保健所管内）が生活圏域にある者が勤務、入院、入所する施設を含めて考え、差し支えないこと
- ② 自施設や連携する医療機関等で検査を行うことが可能な場合は、これらに対して行政検査の外部委託を積極的に考慮すること
- ③ 対象となる施設の規模、新規入院・新規入所者や重症化リスクのある者の入所状況等を勘案して計画的に検査を実施すること

# 感染曝露者への対応

行政検査

陽性者

陰性者





# 濃厚接触者

- 感染力のある感染者と接触し、ウイルスを曝露した可能性の高い者
- 感染者および/あるいは接触者の行動調査をもとに、濃厚接触者の判定基準に基づき、保健所が判定する
- 濃厚接触者と判定された場合、PCR検査を行い、陰性であることを確認した上で、感染者との最終接触日から2週間、自宅などで不要不急の外出を抑え健康観察を行う

# 濃厚接触者

■症状出現2日前から隔離開始までの期間に接触した人の中から、判定基準に基づいて評価されるが、地域における感染状況や感染者の症状の状況あるいは周辺的环境や接触の状況によっては多少基準の幅を広げてあるいは狭めて判定する場合もある。

■濃厚接触者と判定された場合、PCR検査を行った上で、感染者との最終接触日から2週間、自宅などで不要不急の外出を抑え健康観察を行う

# 濃厚接触者の判定基準

(2020年4月20日)

患者（確定例）の感染可能期間（症状を呈した2日前から隔離開始まで）に接触した者のうち、以下の範囲に該当するもの

- ①患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内などを含む）があった者。
- ②適切な感染防護（マスクなど）無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者。
- ③患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ④その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策(\*1)なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況など個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

注\*1:必要な感染予防策とは

患者が適切にマスク（布マスクを含む）を着用していること、接触感染予防として、患者が接触者との面会前に適切に手指消毒が行われていることを示す。

# 濃厚接触者の判定基準（続）

（2020年4月20日）

④その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策(\*1)なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況など個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

注\*1:必要な感染予防策とは

患者が適切にマスク（布マスクを含む）を着用していること、接触感染予防として、患者が接触者との面会前に適切に手指消毒が行われていることを示す。

患者（確定例）と接触していても  
濃厚接触者にならないためには

- 1 m以内で会話やケアする時はお互いにマスクをする
- 会話やケアは15分以内に済ませる
- 密閉した狭い空間での会話ケアは避ける

換気を十分配慮する

- お互いに適宜手指消毒を行う
- 近い距離で向かい合って飲食・飲酒しない

# 退院基準・就業制限解除基準（有症状者）

【人工呼吸器等による治療を行わなかった場合】

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

② 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した後に「核酸増幅法等」の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

- ・軽症者では、発症から10日で通常は感染力がなくなる
- ・重症者では通常15日で感染力がなくなるが最長でも20日で感染力はなくなる

【人工呼吸器等による治療を行った場合】

③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

## 退院基準・就業制限解除基準（無症状者）

⑤発症日から10日間経過した場合

⑥ 発症日から6日間経過した後、核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認された場合、**・無症状者では、発症から10日経過後24時間以後に再度検査を行う場合は、通常は感染力はなくなる**

人工呼吸器等による治療を必要としなかった患者については、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査で検出される場合でも感染性は極めて低いことがわかっています。

（これらの症例のうち、症状消失後もPCR検査で陽性になる例や、退院後に再度陽性となった症例からの二次感染を認める報告はこれまでありません。）このため、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には検査結果によらず退院可能としており、**退院に当たって検査の実施は必要ありません。**